



# グリーン調達ガイドライン

---

2016年 11月

**日野自動車株式会社**

# 目次

はじめに	1
日野第6次環境取り組みプラン	2
改定内容の概要	3
<b>お取引先様への依頼事項</b>	<b>4</b>
1 環境マネジメントシステムの構築	5
1.1 環境マネジメント体制の構築	5
1.2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	6
2 温室効果ガスの削減	7
3 資源循環の推進	9
4 水使用量の削減	11
5 化学物質の管理	12
6 自然共生社会の構築	16
<b>用語集</b>	<b>17</b>
法律、規制、政策関連用語集	17
その他用語集	18

# はじめに

私たち(日野自動車株式会社)は、「人、そして物の移動を支え、豊かで住みよい世界と未来に貢献する」という基本理念を掲げ、企業市民として、環境への取り組みを「経営の最重要課題」のひとつと考え、推進しております。

地球規模で進む地球温暖化や環境汚染を低減していくことは人類共通の課題です。その様な中で、弊社も事業活動のグローバル化を進め、果たすべき社会的責任も大きくなっています。「社会・地球の持続可能な発展」の為に、全員参加で継続的に仕入先の皆様と共に社会貢献や環境保全に取り組んでいく必要があります。

2015年12月には中長期的な視野で日野自動車が社会に貢献すべき項目を整理し、2016～2020年の5ヶ年中期計画である「第6次環境取り組みプラン」として公表いたしました。今までの主要課題である「低炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「環境保全と自然共生社会の構築」を引き継いだ上で、社会の持続的発展に貢献できる企業を目指し、更なる内容強化を図りました。特に、国際的議論も高まってきている「CO2削減、資源枯渇、生物多様性配慮」などについては、各企業の環境に寄り添った事業活動が求められており、日野自動車も積極的に取り組むべく、「第6次環境取り組みプラン」にも反映しております。

こうした背景から、2012年5月に発行いたしました「HINOグリーン調達ガイドライン」を更に充実すべく、最近の環境法規や規制動向の変化を盛り込んで、改訂版を発行致しました。

仕入先の皆様との強固なパートナーシップのもと、より一層の環境対応に努めて参りますので、本ガイドラインをご理解いただき、日頃の取り組みに活かして下さいます様、宜しく願い申し上げます。

調達機能 取締役副社長

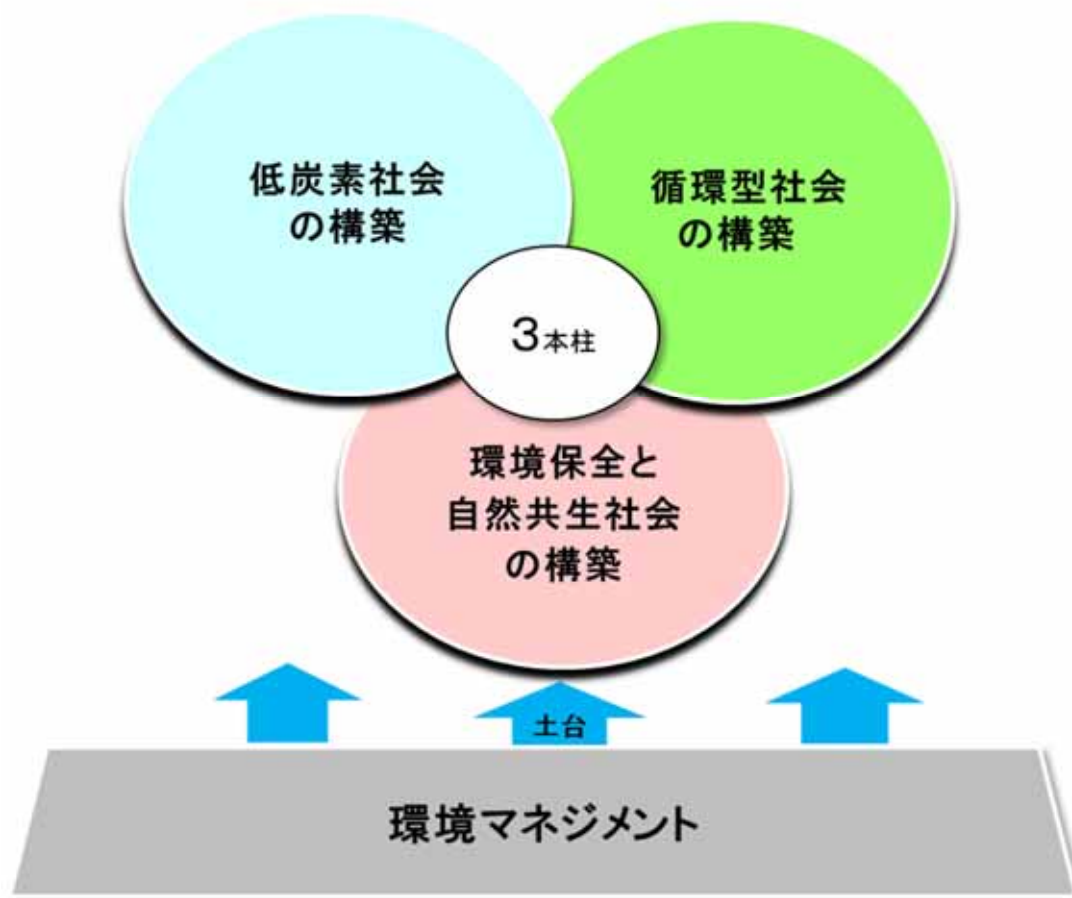


# 第6次環境取り組みプラン

私たちは地球環境に寄り添い続けるべく、社の基本理念、CSR方針や社会動向を踏まえた5ヵ年中期計画「第6次環境取り組みプラン」をスタートさせました。「低炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「環境保全と自然共生社会の構築」「環境マネジメント」を主要課題とし、今後は日野自動車の製品ライフサイクル全般で環境負荷低減を図り、地球環境との調和を実現していきます。

同じ志を持つすべてのステークホルダーの皆様ともこれまで以上に連携を強め、新しい発想と行動力、そして技術を結集し、一緒に社会の持続的発展に貢献していきましょう。

## 「環境取り組みプラン」の主要課題



# 改定内容の概要

本ガイドラインの更新に際しては、社会動向や「第6次環境取り組みプラン」をもとに改訂いたしました。  
改訂内容の概要は以下の通りです。

## **1. 環境マネジメントシステムの構築 《取組強化》**

サプライチェーン全体のマネジメントを実施する為に、皆様のお取引先様、並びにその先の取引先様の環境マネジメントシステムの確認などをお願いします。

また、環境マネジメント推進の際には、ライフサイクル全体の考慮をお願いします。

## **2. 温室効果ガスの削減 《取組強化》**

温室効果ガス排出量を削減する製品・サービスの開発、拠点及び物流における温室効果ガス排出量の削減をお願いします。

## **3. 資源循環の推進 《取組強化》**

再生材活用促進の為に、関連する技術開発、及び再生材を使用した製品開発をお願いします。

また、適正処理・リサイクルを考慮した素材や製品の開発をお願いします。

## **4. 水使用量の削減 《取組強化》**

拠点において、水の使用量の削減(節水など)をお願いします。

## **5. 化学物質の管理 《運用内容の更新》**

現在の運用に合わせた更新を行いましたので、ご確認の上、対応をお願いします。

## **6. 自然共生社会の構築 《新規追加》**

製品、拠点における生物多様性の配慮、自然共生社会の構築に向けた各種取り組みをお願いします。

# お取引先様への依頼事項

弊社は、環境に配慮した事業活動を心がけております。

お取引先様においても、各国、各地域の法令を遵守の上、下記依頼事項への取り組みをお願いします。

具体的な実務の中で取り組み状況を適宜確認し、結果考慮の上、必要な改善等をお願いさせていただきます。

## 依頼事項一覧

章	項目	対象のお取引内容	環境取組の対象			
			製品・サービス *1	拠点 *2	物流 *3	
1	1.1 環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメント体制の構築	—	○	—	
	1.2	ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	○	○	○	
2	温室効果ガスの削減	ライフサイクルでの温室効果ガス排出量の削減	○	○	○	
3	資源循環の推進	納入製品や拠点、物流における資源循環の推進	○	○	○	
4	水使用量の削減	水使用量の削減	—	○	—	
5	化学物質の管理	(1) 委託車両、車両用の「部品、用品、原材料」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	委託車両、部品、用品 原材料 梱包・包装資材	○	—	○
		(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理(廃止、削減等)	原材料、副資材 梱包・包装資材 設備、工事、清掃、造園	○	—	—
6	自然共生社会の構築	納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進	○	○	○	

\*1 製品・サービスは、弊社に納入いただく委託車両、部品、用品<sup>a)</sup>、原材料、副資材<sup>b)</sup>、梱包・包装資材<sup>c)</sup>、設備、工事、清掃、造園<sup>d)</sup>が該当します(物流は\*3に該当)。

\*2 拠点は、工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など、事業に関係する場所が該当します。(物流事業者やサービス提供事業者も含みます)

\*3 物流は、弊社への納入物流と、弊社からの委託物流<sup>d)</sup>が該当します。

## 基本契約によるお取引内容の分類

お取引内容	該当する基本契約
a) 委託車両、部品、用品	「架装・改造基本取引契約」、「部品取引基本契約書」締結のお取引先様
b) 原材料・副資材	「資材取引基本契約」締結のお取引先様
c) 梱包・包装資材	「資材取引基本契約」、「部品取引基本契約」締結の一部お取引先様 設備梱包作業を委託のお取引先様
d) 物流(弊社からの委託)	「作業請負基本契約」締結の一部お取引先様(物流会社)
e) 設備、工事、清掃、造園	「機械・設備取引基本契約」、「工事請負基本契約」、「作業請負基本契約」締結のお取引先様

また、弊社ではお取引先様の環境窓口責任者を通じて各種の環境取組を推進させていただいております。新規お取引先様におかれましては、環境窓口責任者をご選任いただき、お取引先様の社内における各種取組の継続的な推進をお願いします。

## 1. 環境マネジメントシステムの構築

### 1.1 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様においても環境保全活動を推進し、継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

<対象お取引先様>

環境マネジメント体制を構築し、「ISO14001環境マネジメントシステム」など外部認証の取得と更新をお願いします。

外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。

尚、サプライチェーン全体のマネジメントを実現する為に、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先のお取引先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。

**全ての  
お取引先様**

該当する規格については都度ご相談願います。

## 1.2 ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社では車両開発における総合環境評価システムEco-VAS(LCA)を導入し、ライフサイクルの各段階における環境負荷の評価、削減に努めています。お取引先様でも開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクルで環境負荷削減となる取り組みをお願いします。

### 納入製品(\*)のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメント推進とEco-VAS(LCA)対応

ライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進と、環境パフォーマンス確認の為にEco-VAS(LCA)データの適宜提出をお願いします。

(\*)サービスも含む

#### a) 納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

<対象お取引先様>

全ての  
お取引先様

納入製品のライフサイクル全体について、「2. 温室効果ガスの削減」「3. 資源循環の推進」「4. 水使用量の削減」「5. 化学物質の管理」「6. 自然共生社会の構築」の内容を考慮いただき、環境負荷削減に向けた環境マネジメントの推進をお願いします。

納入製品のライフサイクルの例( 図中のライフサイクルの①～⑦はP7-8の本文と対応しています)。



#### b) Eco-VAS(LCA)対応

<対象お取引先様>

Eco-VAS  
対象の部品、  
原材料

環境パフォーマンスの確認の為に、Eco-VAS(LCA)の対象となる部品及び原材料を納入されるお取引先様は、Eco-VAS(LCA)関連のデータ(部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOxの大気への排出量、廃棄物量など)の適宜提出をお願いします。

新規採用部品及び設計変更部品については、従来部品に対する環境負荷の変化を確認させていただく場合があります。Eco-VAS(LCA)の対象となるお取引先様には、ご提出いただくデータ等の詳細を弊社担当窓口よりご相談させていただきます。





## 2. 温室効果ガスの削減

弊社では、ライフサイクル全体の温室効果ガス排出量を評価し、削減に努めています。

また、拠点においても全世界の連結会社を含めて高い目標を設定し、各種の環境改善に取り組んでいます。

お取引先様においても、製品・サービスのライフサイクルでの評価や拠点における目標設定など、積極的な温室効果ガス排出量削減の取り組みをお願いします。

### 納入製品(\*)のライフサイクルでの温室効果ガス排出量の削減

ライフサイクル全体(P6のライフサイクル①～⑦)を考慮いただき、低温室効果ガス排出量の製品開発と日常の業務等において、弊社への積極的な提案をお願いします。

(\*)サービスも含む

#### a) 購入資材における温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル①)

下記などの取り組みを実施いただき、お取引先様の購入資材(最上流から製造まで)の温室効果ガス排出量の削減をお願いします。

- ・部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・製造時の温室効果ガス排出量の少ない原材料の活用促進
- ・再生材の活用促進
- ・バイオマス素材の活用促進

〈対象お取引先様〉

全ての  
お取引先様

#### b) 拠点における温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル②)

お取引先様の生産における温室効果ガス排出量の実績管理と削減をお願いします。

生産以外も含めた拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など)全体の温室効果ガス排出実績、排出削減取り組みなどを指定の調査票にて確認させていただきます。(対象のお取引先様には個別に連絡いたします)

〈対象お取引先様〉

全ての  
お取引先様

#### c) 物流における温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル③、⑤)

お取引先様の納入物流1)及び弊社からの委託物流2)の温室効果ガス排出量の削減をお願いします。

##### 1) お取引先様の納入物流(ライフサイクル③)

弊社への納入物流の温室効果ガス排出量の削減をお願いします。

弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。

##### 2) 弊社からの委託物流(ライフサイクル⑤)

確実に改善を進める為、月々の実績、及び原単位指標(燃料使用量、走行距離、燃費など)の把握、活動推進状況の定期報告(毎月月初に前月分を指定帳票にて提出)をお願いします。

〈対象お取引先様〉

- 1) 部品、用品  
原材料、副資材  
設備
- 2) 物流

<p><b>d) 使用における温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル⑥)</b></p> <p>納入製品の設計・開発段階において、完成車の走行時の温室効果ガス排出量削減に寄与する(燃費改善など)製品の設計・開発をお願いします。</p>	<p>&lt;対象お取引先様&gt;</p> <p>1) 委託車両 2) 部品、用品 原材料、副資材</p>
--	--

<p><b>e) 廃棄・リサイクルにおける温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル⑦)</b></p> <p>納入製品の設計・開発段階において、お取引先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際の温室効果ガス排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。</p> <p>* 「3. 資源循環の推進」b) もご参照ください。</p>	<p>&lt;対象お取引先様&gt;</p> <p>全ての お取引先様</p>
---	---

<p><b>f) フロン排出量の削減(ライフサイクル①、②)</b></p> <p>拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、低GWPフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。</p> <p>また、社内における対象設備の把握と法的要求事項である点検を確実に実施願います。</p> <p>* 日本国内では、低GWPフロンやノンフロンへの転換を促す「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が2015年4月より施行されています。</p>	<p>&lt;対象お取引先様&gt;</p> <p>フロンを扱う お取引様</p>
--	---

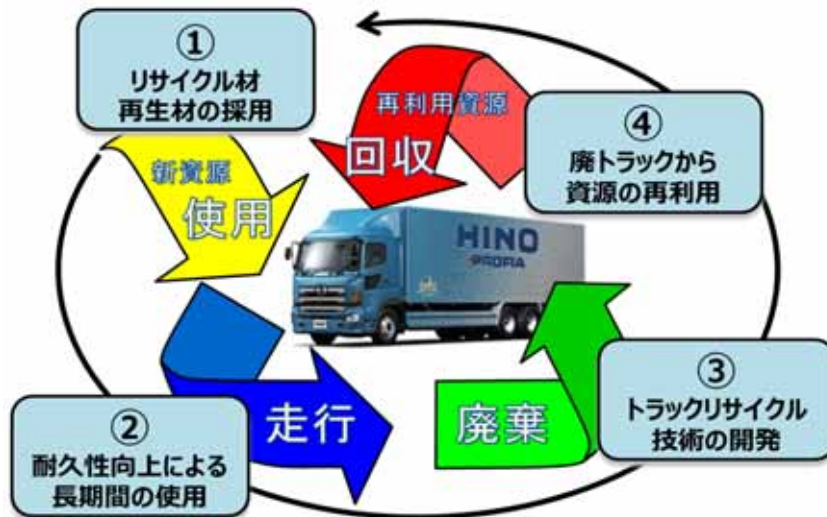
<p><b>g) 納入設備における温室効果ガス排出量の削減(ライフサイクル④)</b></p> <p>弊社に納入いただく生産設備に関して、温室効果ガス排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。</p>	<p>&lt;対象お取引先様&gt;</p> <p>設備</p>
---	----------------------------------

### 3. 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令、欧州資源効率性政策など、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取り組みを推進しております。お取引先様にも資源循環に関する取り組みにご協力をお願いします。

#### 納入製品(サービスも含む)や拠点、物流における資源循環の推進

納入製品、拠点や物流における資源循環の推進に向け、製品における枯渇性資源の使用量削減、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減も併せてお願いします。



資源循環のコンセプト

#### a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発

枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量を削減する為に、下記などの技術開発、及び日常業務等における弊社への積極的な提案をお願いします。尚、必要に応じてリサイクル材の利用率を確認させていただきます。

- ・省資源設計の促進
- ・再生材の活用促進
- ・クローズドループリサイクルの促進
- ・バイオマス素材の活用促進(\*)

(\*) バイオマス素材については、生物多様性への十分なお配慮をお願いします。  
(詳細は「6. 自然共生社会の構築」をご参照ください)

<対象お取引先様>

全ての  
お取引先様

<p><b>b) 製品使用後の廃棄時における適正処理・リユース・リサイクルを考慮した素材や製品の開発</b></p> <p>製品が使用後に廃棄される際、適正処理・リユース・リサイクルが実施しやすくなる下記などの取り組み、及び日常業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料選定</li> <li>・取外し/解体の容易性</li> <li>・廃棄処理の容易性</li> <li>・部品の長寿命化</li> </ul> <p>尚、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。また、適正処理が困難と予想される新素材や新製品については、事前に弊社担当まで相談をお願いします。</p>	<p>〈対象お取引先様〉</p> <p><b>全ての お取引先様</b></p>
--	--

<p><b>c) 拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進</b></p> <p>拠点(工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など)における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。</p>	<p>〈対象お取引先様〉</p> <p><b>全ての お取引先様</b></p>
---	--

<p><b>d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減</b></p> <p>物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。</p>	<p>〈対象お取引先様〉</p> <p><b>1) 部品、用品 原材料、副資材 2) 物流 3) 委託車両</b></p>
---	---

## 4. 水使用量の削減

世界的に水は貴重な資源です。お取引先様の国内拠点から海外拠点まで、水使用量の削減（節水など）をお願いします。尚、海外拠点では水環境が大きく異なります。各国、各地域の状況を考慮し、水使用量削減の取り組み目標を設定するようにお願いします。

### お取引様における国内外拠点における水使用量削減のお願い

各国、各地域の水環境事情を考慮し、拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における水使用量の削減をお願いします。  
また、雨水の利用や工場等での水の循環利用等、今後の導入検討をお願いします。

水使用実績や削減内容などについて確認させていただきます。  
（対象のお取引先様には、個別に連絡いたします）

＜対象お取引先様＞

全ての  
お取引先様

## 5. 化学物質の管理

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、日本化審法など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理（廃止、削減等）及びリサイクル率の向上への取り組みを推進しています。

対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・日野標準類・各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

### (1) 委託車両、車両用の「部品、用品、原材料(\*)」(含むこれらの製品の梱包・包装資材)に関する化学物質の管理(廃止、削減等)

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

(\*)原材料のうち、車両の一部になるもの

### a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理(廃止、削減等)

〈対象お取引先様〉

- ・化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、日野技術標準「環境負荷物質の管理方法(HTSZ0001G)」に従い、実施してください。
- ・部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更および重量変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質データのIMDS入力を確実に実施してください。

\*「環境負荷物質の管理方法(HTSZ0001G)」については最新版をご使用下さい。  
「環境負荷物質の管理方法(HTSZ0001G)」は、各国の法規動向や弊社方針に合わせ、1回／年を目処に改訂します。

弊社は、化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDSによる材料データ管理をグローバルに進めています。

IMDSの入力方法は、「IMDSユーザーマニュアル」をご参照ください。

- ・弊社から、個別に部品・原材料に対し、材料・化学物質データの調査をお願いした際は、IMDS入力を指定期日までに確実に実施下さる様、お願いします。
- ・開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。
- ・IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

1) 委託車両  
2) 部品、用品  
原材料、副資材

<p><b>b) 梱包・包装資材の化学物質の管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包・包装資材の設定時は、HTSZ0001Gに規定した禁止・制限物質を含有しないよう材料選定をお願いします。</li> <li>・ 特に4重金属を含む11禁止物質(※)については、不使用確認書の提出をお願いします。</li> <li>・ 海外各種規制対象時は、書類(登録確認書、含有量報告書等)の提出をお願いします。</li> <li>・ 上記詳細は関連部署へ問合せをお願いします。</li> </ul>	<p>〈対象お取引先様〉</p> <p>1) 委託車両 2) 部品、用品 原材料、副資材</p>
--	--

<p><b>c) 樹脂・ゴム部品の材質表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件に関わる法規は欧州に始まり拡大の傾向にあります。</li> <li>・ 弊社は1992年より国際統一規格に対応した材質表示を仕向地によらず導入しています。</li> <li>・ 100g以上の樹脂部品・200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。</li> </ul>	<p>〈対象お取引先様〉</p> <p>1) 委託車両 2) 部品、用品</p>
--	--

**(2) 弊社の拠点で使用する「原材料(\*1)、副資材、梱包・包装資材(\*2)」等に関する化学物質の管理(廃止、削減等)**

弊社の拠点で使用する納入・持ち込み材料、原材料、副資材、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)をお願いします。

- ( \* 1 ) 原材料のうち、車両の一部にならないもの。
- ( \* 2 ) 梱包・包装資材のうち、弊社の物流拠点へ納入するもの。

**a) 納入・持ち込み材料の化学物質の管理**

- ・ 納入・持ち込み材料(含む設備に付帯する油剤、農薬などの薬剤)に、原材料・副資材への使用禁止物質(\*)を含有しない様、お願いします。

\*別紙 全豊田禁止物質リストを参照

〈対象お取引先様〉

- 1) 原材料、副資材
- 2) 梱包・包装資材
- 3) 設備、工事
- 4) 清掃、造園

**b) 原材料、副資材の化学物質の管理**

- ・ 原材料、副資材の新規採用計画時には、納入材料の成分調査結果である「禁止物質不使用確認書」及び「化学物質等安全データシート(SDS)」を事前検討に必要な情報を含め、「禁止物質不使用確認書」は安全環境推進部、「化学物質等安全データシート(SDS)」は採用計画部署へ提出をお願いします。

- ・ SDSは最新状態を保つ為、法改正等により記載内容が変更になった場合は、速やかに最新版を安全環境推進部までPDFデータを提出していただきます様、お願いします。

〈対象お取引先様〉

原材料・副資材

**c) 梱包・包装資材の化学物質の管理**

- ・ 梱包・包装資材には使用禁止物質(\*)を含有しない様、お願いします。
- ・ 特に梱包・包装資材に4重金属を含む11禁止物質(※)が含有されていないことを確認し、「禁止物質不使用確認書」や最新版のSDS等の提出をお願いします。海外各種規制対象時は、書類(登録確認書、含有量報告書等)の提出をお願いします。上記(b)と同様に、SDS記載内容変更時は安全環境推進部まで最新版の提出をお願い致します。

\*別紙 全豊田禁止物質リストを参照

〈対象お取引先様〉

梱包・包装資材

**(3) お取引様の事業活動における科学物質の管理(廃止、削減等)**

- (1)(2)に加え、お取引先様の事業活動における化学物質の管理(廃止、削減等)も引き続きお願い致します。

- ・ VOC排出量の低減
- ・ PRTR対象物質排出量の削減

〈対象お取引先様〉

全ての  
お取引先様



**(※)4重金属を含む11禁止物質**

鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr+6)、アスベスト

臭素系難燃剤等のPBB、PBDE(デカBDEを除く)、HBCD、デカBDE、PFOS、DMF (2016年11月現在)

PBB(ポリ臭素化ビフェニル)

PBDE(ポリ臭素化ジフェニルエーテル)

デカBDE(デカ臭素化ジフェニルエーテル)

HBCD(ヘキサブロモシクロドデカン)

PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)

DMF(フマル酸ジメチル)

但し、上記の対象物質は法規制動向に合わせて物質を追加することがあります。

### <化学物質管理の潮流>

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルクサミット)、2006年のSAICM(戦略的化学物質管理アプローチ)採択などを受け、世界的に化学物質管理規制が拡大しています。化学物質規制の国際的流れとしては、個々の物質の有害性のみに注目していた「ハザード管理」から、人や動植物にどれだけ影響を与えるかを加味した「リスク管理」へと変わってきています。その為、どのような状況で化学物質が用いられるかということまで考慮する必要が出てきました。化学物質規制は、日本の化審法、欧州のELV指令、REACH規則などがある他、北米・アジアでも独自の規制を設けています。このような化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が求められています。

## 6. 自然共生社会の構築

弊社では、自然との共生は企業活動の基盤であると認識しています。自然保護から生物多様性の保全まで自然との共生社会を進めています。お取引先様におかれましても、自然との共生を企業活動の前提として、自然保護から生物多様性など、最大限のご配慮をするようにお願いします。

### 納入製品(\*)及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進

納入製品及び拠点における生物多様性や自然への影響の最小化をお願いします。  
また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案をお願いします。

(\*)サービスも含む

#### a) 納入製品における生物多様性の配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品開発をお願いします。  
特に植物由来原料を使用する場合、生物多様性への十分な配慮をお願いします。  
必要に応じて原材料の生産における生物多様性への影響を確認させていただきます。

<対象お取引先様>

全ての  
お取引先様

#### b) 拠点における生物多様性の配慮

生物多様性に関する環境方針の策定、開発などにおける自然への影響の可能な限りの最小化をお願いします。必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。  
また、自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いします。

<対象お取引先様>

全ての  
お取引先様

#### c) 1～5 の取組推進による自然との共生

「1. 環境マネジメントシステムの構築」「2. 温室効果ガスの削減」  
「3. 資源循環の推進」「4. 水使用量の削減」「5. 化学物質の管理」の  
取り組みを推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。  
従って、1～5の取り組みについても自然共生社会の構築を念頭に取り組みの強化をお願いします。

<対象お取引先様>

全ての  
お取引先様

# 用語集

## 法律、規制、政策関連用語集

### (1) 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進する為、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律

### (2) 欧州ELV指令

2000年に発効した「使用済み自動車(ELV)のリサイクル指令(2000/53/EC)」。使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

### (3) 欧州資源効率性政策

持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築を目指す基本政策。

### (4) 欧州REACH規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則(CEC)No1907/2006」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられています。

### (5) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

### (6) 米国TSCA法(Toxic Substances Control Act)

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国EPA(環境保護庁)は化学物質、混合物に関する情報管理(報告・保持)、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

### (7) 欧州包装材指令

1994年に発効した「包装および包装廃棄物に関する指令(94/62/EC)」。使用済み包装廃棄物による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。

### (8) 欧州CLP規則

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則(CEC)No 1272/2008」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール(GHS)に基づく仕組に変更するもの。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められます。

### (9) PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造したり使用したりしている一定規模以上の事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出および移動したかを自ら報告し、行政機関がその結果を集計・公表している。

### (10) The Aichi Biodiversity Targets

2010年に開催されたCOP10で採択された、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標。

### (11) 生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

## その他用語集

### (1)ISO 14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。

### (2)ライフサイクル

製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階。

### (3)LCA(Life Cycle Assessment)

製品・サービスの環境負荷を設計・製造から使用・廃棄段階までライフサイクルで評価する手法。

### (4)Eco-VAS(Eco-Vehicle Assessment System)

自動車の生産から使用・廃棄にわたり、環境影響を総合的に評価するトヨタのシステム。

### (5)低GWPフロン

温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数(Global Warming Potential)が小さいフロン。

### (6)ELV(End of Life Vehicle)

使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引き取られた車が使用済み自動車となる。

### (7)クローズドループリサイクル

端材やスクラップ、廃車等の廃棄物から同じ製品に再生すること。

### (8)車両用部品

量産車・特装車用の部品および補給部品。

### (9)原材料

鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液など、生産工場で使用される全ての原材料。  
(車両の一部にならないものも含む)

### (10)副資材

切削油、離型剤、レジンなど。

生産工場で使用されるが、車両の一部にならないもの。ただし、塗料や接着剤等を含む場合もある。

※本マニュアルでは、トヨタグループと統一するため、日野の補助材とは区別が違っているので、注意してください。

### (11)用品

日野の販売店で装着される日野純正部品。(例:フロアマット、サイドバイザー、ナビゲーションシステムなど)

### (12)梱包・包装資材

日野に直接納入する梱包・包装資材および車両用部品、用品を輸送する際に使用する梱包・包装資材。

### (13)VOC(Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

### (14)IMDS(International Material Data System)

部品お取引先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

### (15)SDS(Safety Data Sheet)

化学物質等、安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。

### (16)GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)

IMDS申告時に利用する日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理化学物質リスト。

〈補足〉

1. お取引先様からご提供いただいた報告書などの書類は、外部へ公表する事はありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程などの改訂により、変更する場合がありますので、日野自動車(株)ホームページで随時ご確認をお願いします。
3. 本ガイドラインに関してのご質問は、下記までお願いします。

安全調達推進部管理室  
TEL : 042-586-5470  
FAX : 042-586-5477



発行部署  
日野自動車株式会社  
安定調達推進部  
安全環境推進部  
発行／2016年11月